主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨第一点(口)、(八)及び第二点は、原審の判示に副わない事項を前提とする法令違反の主張であつて、適法な上告理由とは認められない。その余の所論は原審の証拠の取捨、事実の認定を非難するものであり、そして原審の右認定は、その挙示の証拠によりこれを是認することができるから、所論は採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔